利 用 規 約

(大学教育向け)

公益財団法人放送番組センター(以下、当センターという。)が放送ライブラリーにおいて一般に公開している番組(以下、番組という。)をインターネット回線を通じて大学の授業を行う教室に送信し、利用してもらうサービス(以下、本サービスという。)の運用に関し、以下の通り利用規約を定めます。

第1条 (規約の適用範囲)

- 1. 本サービスは、大学の教員が授業に活用することを 目的に、当センターがインターネット回線を通じてス トリーミング方式により番組を送信するものです。
- 2. 本規約は、当センター、本サービスを利用する大学 と、その教員及び学生(以下、利用者という。)に適 用されます。
- 3. 当センターは、利用者にその内容を通知することにより、本サービス向上のためにこの規約を変更することができ、その場合利用者は変更後の規約に従うものとします。

第2条(利用申込)

- 1. 本サービスの利用を希望する者は、当センターが定める書式により利用を申し込み、当センターの許諾を得ることが必要です。
- 2. 本サービスの利用を申し込むことができる者(以下、利用責任者という。)は、大学に籍を置く教員(常勤、非常勤は問わない。)とし、本サービスを利用した授業を行うために必要な学内の手続きは、利用責任者の責任において行うものとします。
- 3. 利用申込書は、授業単位で提出してください。

第3条(利用許諾)

- 1. 当センターは、利用申込を受理した日から3か月以内に利用の諾否を決定します。
- 2. 当センターが利用を許諾したときは、番組名、視聴期間、利用者 I D、パスワード等、本サービスの利用に関する必要事項を記載した利用許諾書を利用責任者に送付します。

第4条(番組視聴の範囲)

- 1. 番組を視聴する場所は、大学の校舎内とします。
- 2. 番組を視聴する範囲は、教員が授業を準備するため の個別視聴、授業(講義、演習、実習)における集 団視聴及び学生が自習するための個別視聴とします。
- 3. 番組を視聴する期間は、原則として、希望番組を利用する授業を行う前期または後期授業期間にあたる6か月間とします。

第5条(利用報告書の提出)

本サービスを利用して授業を行った教員は、授業終 了後、当センターに利用報告書を提出してください。

第6条(利用の対価)

- 1. 当センターは、本サービスの利用に関し、対価を求めません。
- 2. 当センターは、大学が、本サービスを利用する授業 において、名目の如何を問わず、本来の授業料とは別 に料金を徴収することを禁止します。

第7条 (著作権等の帰属)

本サービスを利用して視聴する番組及び番組に関する情報の著作権、著作隣接権、その他一切の知的財産権は、当センター、当該番組の製作者、または番組に正当な権利を有する権利者に帰属し、利用者に対しては、いかなる権利も付与されません。

第8条(利用者に関わる情報の取扱い)

当センターは、本サービスの利用に関連して知り得た利用者に関する情報に関しては、当センター定款第60条にのっとり、適切に取り扱います。

第9条(視聴・通信システムの技術要件)

- 1. 番組の視聴に使用するパーソナルコンピューター、 通信機器、ソフトウエア等は、大学に備え付けられた ものを使用するものとします。
- 2. 視聴する番組のセキュリティーを確保するため及び 画質・音質を維持するため、規約文末に記載した動 作環境を満たした視聴用PCを使用してください。
- 3. 利用責任者は、番組の視聴に先立ち、当センターが番組の伝送先を特定するために必要となる受信側のグローバル I Pアドレスを当センターに通知し、大学のシステム担当者が立ち会う通信テストを実施することが必要です。

4. 通信テストの結果、試聴用番組が正常に再生できなかった場合、当センターは、利用責任者にシステム改修を要請します。改修後も再生状態が改善されなかった場合、当センターは、番組の利用許諾を取り消すことができるものとします。

第10条(システムのメンテナンス)

- 1. 当センターは、本サービスのメンテナンスを行うため、利用責任者に通知の上、システムの全部または一部の運用を一時的に停止することがあります。
- 2. 前項のメンテナンスによって利用期間中に番組の視聴が制限されることがあっても、特段の事情がない限り、利用期間の延長は行いません。

第11条(システム障害への対応)

- 1.番組の視聴に不具合が発生した場合、当センターは、 速やかに状況を調査し、当センターの設備に異常が認 められたときは、当センターの責任において必要な措 置を講じます。
- 2. システム障害によって番組の視聴ができなくなり、 利用者に何らかの損失・損害が生じても、当センター は一切責任を負いません。

第12条 (視聴の停止)

当センターは、一旦、番組の視聴を利用責任者に 許諾した後においても、番組を視聴させることによっ て、第三者の権利を侵害し、あるいは名誉または声望 を害し、もしくは経済的利害に影響を及ぼす恐れが生 じると判断した場合においては、利用責任者に通知の 上、当該番組の視聴を停止することができるものとし ます。

第13条 (禁止事項)

当センターは、利用者が本サービスの利用にあたり、 以下の行為を自らまたは第三者を通じて行うことを禁止します。

- ①当センターが指定した通信機器以外から本サービスへアクセスし、本サービスを利用する行為。
- ②視聴が許諾された番組を第4条に定める範囲を越えて使用する行為。
- ③本サービスにより送信される映像、音声、文章等 を複製、公衆送信、送信可能化、改変する行為。
- ④本サービスに施されているコンテンツ保護技術 を、改変その他の方法によって、無効化する行為。
- (5)当センターのサーバー、通信設備、その他の機器

及びソフトウエアに不正にアクセスし、それらの 利用もしくは運用に支障を与える行為、もしくは その恐れのある行為。

⑥前各号のほか、法令に違反する行為、本サービス の運営を妨害する行為、当センターの信用を毀損 する行為、その他当センターに不利益を与える行 為、もしくはその恐れのある行為。

第14条(利用者の違背行為による許諾の取り消し)

当センターは、利用者の行為が前条各号のいずれかに該当すると判断した場合には、当該利用責任者に対する本サービスの全部または一部の利用許諾を取り消します。

第15条(本サービスの終了)

- 1. 当センターは、本サービスの運用を継続することが 困難な事情が生じた場合には、番組の利用許諾期間 中であっても、本サービス全体の運用を終了すること ができるものとします。
- 2. 前項の場合、当センターは、適切な方法により利用 責任者に終了の予告通知を行います。

第16条(損害賠償責任等)

当センターは、本サービスの運用及び利用に関し、 大学または利用者に何らかの損害が生じても、その賠 償責任その他の責任を負いません。

第17条(協議事項等)

- 1. 当センター及び利用責任者は、本規約に定めのない 事項または各条項の解釈に関して生じた疑義について は、誠意をもって協議し、解決するものとします。
- 2. 本サービスの運用及び利用に関して生じた紛争については、横浜地方裁判所または横浜簡易裁判所をもって第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

本規約は、平成29年4月1日から適用します。

■ 視聴用 PC の動作環境

OS Windows8.1 以降

ブラウザ Internet Explorer 11 最新版

1 台あたりの通信回線速度

・個別視聴の場合:5Mbps 以上

・集団視聴の場合:7Mbps 以上

令和3年2月現在